

安全で健康的に働ける 職場環境づくりに取り組もう！

2023年度～
2027年度

第6次

連合労働安全衛生取り組み指針を策定しました

Point!

- 誰もが安心してはたらくことができる社会の実現のためには、**職場における労働者の安全と健康が確保されていることが大前提です。**
- 労働災害をなくすためには、国・企業・労働者など**すべての関係者が、協力して、取り組みを進めることが大切です。**
- 職場における労働安全衛生の取り組みについて**再点検**しましょう。

「第6次 連合労働安全衛生取り組み指針」の主な内容

赤字部分が今回の
主な強化ポイント！

転倒・腰痛などの行動災害が増加傾向です。転びやすい箇所はないか、無理な姿勢で作業していないかななどを再点検し、対策と改善に取り組みしましょう。

高齢労働者の体力や健康状態に応じて、柔軟に対応できるように対策に取り組みしましょう。

基本的事項

安全教育の徹底、労使による巡視、災害防止活動など基本的な取り組みを示しています。

職場における安全の取り組み

- (1) **化学物質管理の強化**
- (2) 石綿（アスベスト）と粉じんへの対応
- (3) **作業行動や作業環境に起因する労働災害の防止**
- (4) 14次防で課題となった個別業種の対応等
- (5) リスクアセスメントと安全衛生マネジメントシステムの普及

事業場の長時間・過重労働やメンタルヘルス不調防止の取り組み

テレワーク、兼業・副業、裁量労働、自動車運転者等に関する労働時間管理等を強化しました。

労働者の健康確保に向けた取り組み

すべての労働者が高齢期に至るまで健康で働きつづけることができる職場づくりが必要です。

安全衛生委員会の運営と産業医との連携

特に小規模事業場における取り組みを強化しましょう。

多様化する雇用形態等に対応した対策の促進

- (1) 障がいを抱える労働者
- (2) **高齢労働者**
- (3) パート・有期・派遣等で働く労働者
- (4) 外国人労働者（技能実習生を含む）
- (5) **個人事業者等（一人親方、フリーランス含む）**

職場における化学物質管理の仕組みが、国による規制から企業による自律的管理へと見直されました。会社が必要な措置を行っているか再確認しましょう。

職場の仲間の心身の不調や異変に気づくことができる環境づくりや、いざという時に専門家につなぐことができる健康管理の体制整備が大切です。

労災防止に必要な情報は関係者で共有し、誰もが安全に作業できるようにしましょう。請負契約に際して、安全衛生対策に係る費用が確保されるよう働きかけましょう。



◀ 詳細は **第6次取り組み指針 冊子**

(2023年度～2027年度)

https://www.jtuc-rengo.or.jp/activity/roudou/data/roudouanzen_torikumi_shishin_202306.pdf

Check!
👉

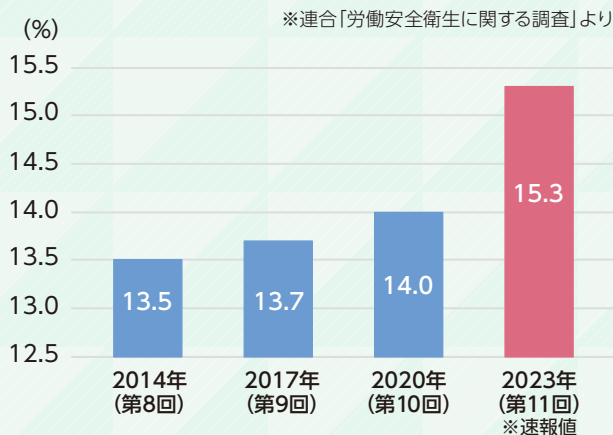
労働災害は **増えています!**

連合が3年毎に行っている労働安全衛生調査では、過去3年間に於ける労災事故の発生状況について「増加傾向にある」と回答した職場が増えてきています。

「第6次連合労働安全衛生取り組み指針」を活用して、労働組合における安全衛生活動のさらなる推進と活性化に向けて取り組みましょう!



労災事故が「増加傾向にある」と回答した事業場の割合



- 厚生労働省の調査でも、労働災害による死亡者数こそ減少しているものの、休業4日以上¹の死傷者数は増加傾向にあります。
- 死傷災害全体の約4割は、転倒・腰痛などの作業行動に起因して発生しており、背景として、60歳以上労働者の増加や、中小零細企業や第三次産業における安全衛生対策の取り組みの遅れなどが指摘されています。

厚生労働省の
「第14次労働災害防止計画」は
こちら▼



<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000197308.html>



改めて職場の安全衛生を
点検してみよう!

- 労使で、職場の労働安全衛生について定期的な意見交換を行っている。(50人以上の事業場においては、安全衛生委員会の開催も含む)
- ストレスチェックを実施し、集団分析結果を活用した職場環境の改善に取り組んでいる。
- 職場のヒヤリハットの事例を収集して、共有している。
- 労働時間を適切に把握して、長時間・過重労働の防止に取り組んでいる。
- 高齢労働者が安心・安全に働ける職場環境づくりに取り組んでいる。
- 健康相談体制の整備に取り組んでいる。(テレワーク等を行う労働者に対してはコミュニケーションの強化・充実も)
- 法定を上回る安全衛生教育を実施している。
- 職場の労働安全衛生を支える人材育成に取り組んでいる。

2022年6月には、『安全で健康的な職場環境*』がILO中核的労働基準に追加され、世界的にもその重要性が再認識されました。



※第155号条約(職業上の安全及び健康)と第187号条約(職業上の安全及び健康促進枠組)。日本は155号条約が未批准。